

伊方町・瀬戸町合併協議会

第2回会議資料

日 時：平成14年10月25日（金） 14時から

場 所：瀬戸町役場 3階 大会議室

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ

3 . 会議録署名人の指名について

4 . 議 事

議 案

議案第 6号 合併協定項目の協議スケジュール及び協議方針について

協 議

（継続協議）

協議第 1号 合併の方式について

協議第 2号 合併の期日について

（新規協議）

協議第 3号 新町の名称について

協議第 4号 新町の事務所の位置について

協議第 5号 機構及び組織の取り扱いについて

協議第 6号 財産の取り扱いについて

協議第 7号 町議会議員の任期及び定数の取り扱いについて

協議第 8号 農業委員会委員の任期及び定数の取り扱いについて

協議第 9号 条例・規則の取り扱いについて

協議第 10号 新町将来計画の策定及び新町建設計画の作成について

その他

合併重点支援地域指定要望について

第3回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程について

5 . 副会長（伊方町長）あいさつ

6 . 閉 会

配布資料一覧表

議案		ページ
議案第 6号	合併協定項目の協議スケジュール及び協議方針について	1
協議		
(継続協議)		
協議第 1号	合併の方式について	配布済
協議第 2号	合併の期日について	配布済
(新規協議)		
協議第 3号	新町の名称について	4
協議第 4号	新町の事務所の位置について	5
協議第 5号	機構及び組織の取り扱いについて	6
協議第 6号	財産の取り扱いについて	7
協議第 7号	町議会議員の任期及び定数の取り扱いについて	8
協議第 8号	農業委員会委員の任期及び定数の取り扱いについて	9
協議第 9号	条例・規則の取り扱いについて	10
協議第 10号	新町将来計画の策定及び新町建設計画の作成について	11
その他		
	合併重点支援地域指定要望について	12
	第3回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程について	15

議 案

議案第6号

合併協定項目の協議スケジュール及び協議方針について

合併協定項目の協議スケジュール及び協議方針について別紙のとおり定める。

平成14年10月25日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会

会長 井上善一

合併協定項目の協議方針について

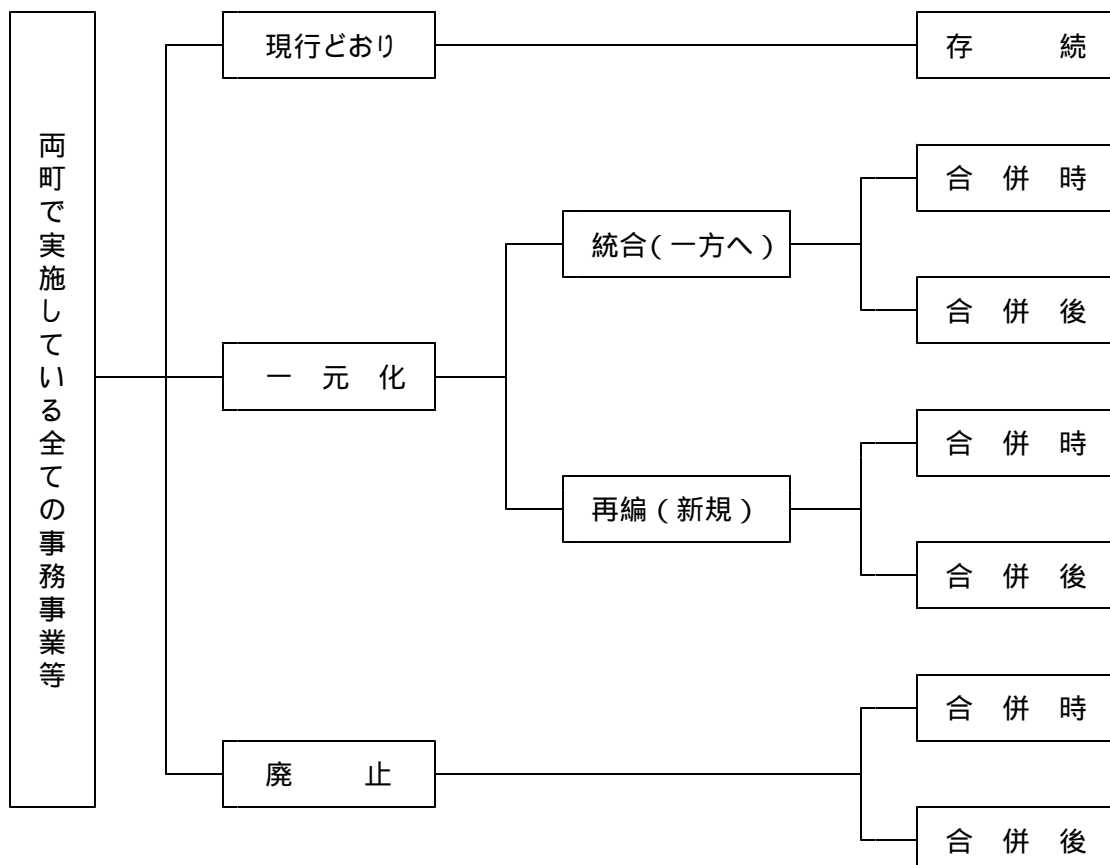
合併協定項目の協議原則

- 1 一体性確保の原則・・・新町に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。
- 2 住民福祉向上の原則・・・住民サービス及び住民福祉の向上に努める。
- 3 負担公平の原則・・・負担公平の原則にたち、行政格差を生じないように努める。
- 4 健全な財政運営の原則・・・新町において、健全な財政運営に努める。
- 5 行政改革推進の原則・・・行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。
- 6 適正規模準拠の原則・・・自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

事務事業の合併調整方針

- ・合併調整方針として「住民サービスは高い基準に」、「住民負担は低い水準に」という手法で調整を図ります。

事務事業のすりあわせの基本的区分



第2回 伊方町・瀬戸町合併協議会資料
平成14年10月25日(金)開催

協 議

協 議 第 3 号

新町の名称について

新町の名称について提出する。

平成14年10月25日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井上善一

新町の名称

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

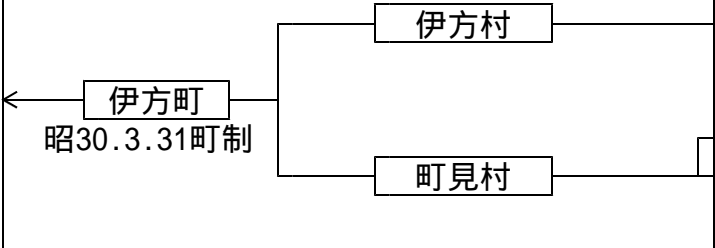
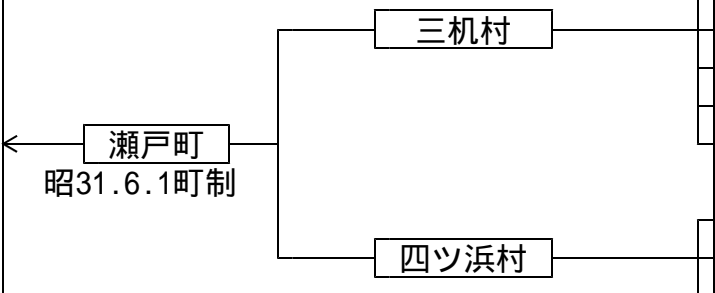
小委員会提案	平成 年 月 日	合併協議会提案	平成 年 月 日
--------	----------	---------	----------

協議項目(番号)	新町の名称 (項目No. 3)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	新町の名称については、住民小委員会に付託・検討し、協議会で協議する。		【調整方針確認日】

留意事項	先進事例	備考																																																				
<p>新設合併（対等合併）の場合には、関係町がすべて廃止されるので、新しい町の名称を決める必要があります。名称は、自由に決められますが、最近は読みやすく、わかりやすいものを採用するケースが多いようです。ただし、既存の市町村と間違えられやすいような名称は適当ではありません。</p> <p>編入合併（吸収合併）の場合には、編入する側の町が存続するので、新町の名称を決める必要はありませんが、編入合併に伴って編入する側が名称変更する場合は、地方自治法第3条第3項及び第4項の規定により、あらかじめ知事に協議し、条例で定める必要があります。</p> <p>なお、新設合併の場合の町の名称は、廃置分合の処分の際に合わせて決定されるので、地方自治法上の手続きは不要です。</p> <p>【関係法令】 地方自治法（昭和22年法律67号） 第3条 地方公共団体の名称は、従来の名称による。 2 都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。 3 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、<u>条例でこれを定める。</u> 4 <u>地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。</u> 5 地方公共団体は、第3項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。 6 都道府県知事は、前項の規定による報告があったときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。 7 前項の規定による通知を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを<u>国の関係行政機関の長に通知</u>しなければならない</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合併年月日</th> <th>新市町村</th> <th>合併関係市町村名</th> <th>合併形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成5年7月1日</td> <td>飯田市</td> <td>飯田市、上郷町</td> <td>編入</td> </tr> <tr> <td>平成6年11月1日</td> <td>ひたちなか市</td> <td>勝田市、那珂湊市</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>平成7年9月1日</td> <td>鹿嶋市</td> <td>鹿嶋町、大野村</td> <td>編入</td> </tr> <tr> <td>平成7年9月1日</td> <td>あきる野市</td> <td>秋川市、五日市町</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>平成11年4月1日</td> <td>篠山市</td> <td>篠山町、西紀町、丹南町、今田町</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>平成13年1月1日</td> <td>新潟市</td> <td>新潟市、黒埼町</td> <td>編入</td> </tr> <tr> <td>平成13年1月21日</td> <td>西東京市</td> <td>田無市、保谷市</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>平成13年4月1日</td> <td>潮来市</td> <td>潮来町、牛堀町</td> <td>編入</td> </tr> <tr> <td>平成13年5月1日</td> <td>さいたま市</td> <td>浦和市、大宮市、与野市</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>平成13年11月15日</td> <td>大船渡市</td> <td>大船渡市、三陸町</td> <td>編入</td> </tr> <tr> <td>平成14年4月1日</td> <td>さぬき市</td> <td>津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>久米島町</td> <td>仲里村、具志川村</td> <td>新設</td> </tr> </tbody> </table>	合併年月日	新市町村	合併関係市町村名	合併形態	平成5年7月1日	飯田市	飯田市、上郷町	編入	平成6年11月1日	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設	平成7年9月1日	鹿嶋市	鹿嶋町、大野村	編入	平成7年9月1日	あきる野市	秋川市、五日市町	新設	平成11年4月1日	篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	新設	平成13年1月1日	新潟市	新潟市、黒埼町	編入	平成13年1月21日	西東京市	田無市、保谷市	新設	平成13年4月1日	潮来市	潮来町、牛堀町	編入	平成13年5月1日	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設	平成13年11月15日	大船渡市	大船渡市、三陸町	編入	平成14年4月1日	さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	新設		久米島町	仲里村、具志川村	新設	
合併年月日	新市町村	合併関係市町村名	合併形態																																																			
平成5年7月1日	飯田市	飯田市、上郷町	編入																																																			
平成6年11月1日	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設																																																			
平成7年9月1日	鹿嶋市	鹿嶋町、大野村	編入																																																			
平成7年9月1日	あきる野市	秋川市、五日市町	新設																																																			
平成11年4月1日	篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	新設																																																			
平成13年1月1日	新潟市	新潟市、黒埼町	編入																																																			
平成13年1月21日	西東京市	田無市、保谷市	新設																																																			
平成13年4月1日	潮来市	潮来町、牛堀町	編入																																																			
平成13年5月1日	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設																																																			
平成13年11月15日	大船渡市	大船渡市、三陸町	編入																																																			
平成14年4月1日	さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	新設																																																			
	久米島町	仲里村、具志川村	新設																																																			

伊方町・瀬戸町における町村合併の変遷

（資料：平成13年度愛媛県市町村要覧）

現在の市町村	合併等の経過	市制・町村施行以前
西 宇 和 郡	 <p style="text-align: center;">伊方町 ← 伊方町 昭30.3.31町制</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">伊方浦</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 2px;">九町浦</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">二見浦</div>
	 <p style="text-align: center;">瀬戸町 ← 瀬戸町 昭31.6.1町制</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 2px;">足成浦</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 2px;">塩成浦</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 2px;">三机浦</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 2px;">大江浦</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 2px;">志津浦</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 2px;">小島浦</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 2px;">川之浜浦</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 2px;">大久浦</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 2px;">田部浦</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">神崎浦</div>

町名の由来

（資料：町誌）

伊 方 町	瀬 戸 町
<p>「伊方」という名の起源はいつの時代からかはっきりしないが『日本地名語源事典』の「イカタ」「イガタ」の項に伊方庄とか伊方がみられる。地形語ではなく、「イヘカタ」（家方）か「イホカタ」（庵方）で、もと仮小屋のあった所をいうか、農・漁業の小屋であったかもしれないとある。</p> <p>また、一説には「イカ」は山ろくなど後方に山を負うところにみられる地名で「タ」は土地の意味である。後ろに山をかかえた地形から名付けられたものか、はっきりしたところはわからない。</p>	<p>昭和31年 町村合併促進協議会において「瀬戸町」「美代町」「美与町」「御着江町」の4町名を選んだ。新町の将来の発展を期し、かつ両村と地理的にも経済的にも歴史的にも密接な関係にある瀬戸内海に因み「瀬戸町」と選定した。</p>

協 議 第 4 号

新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置について提出する。

平成14年10月25日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井上善一

新町の事務所の位置

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案	平成 年 月 日	合併協議会提案	平成 年 月 日
--------	----------	---------	----------

協議項目(番号)	新町の事務所の位置 (項目No. 4)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	新町の事務所の位置については、行政組織小委員会に付託・検討し、協議会で協議する。		【調整方針確認日】

留意事項	先進事例	備考
<p>事務所の位置については、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないと定められています。</p> <p>新町の事務所の位置は地方自治法の規定により条例で定めることとなり、あらかじめ合併協議会の場で協議する必要がある。</p> <p>【事務所設置関係法令】 地方自治法（昭和22年法律67号）</p> <p>{事務所の設置又は変更}</p> <p>第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。</p> <p>3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。</p> <p>{支所・出張所の設置}</p> <p>第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。</p> <p>2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。</p>	<p>ひたちなか市〔勝田市・那珂湊市〕平成6年11月1日合併 分庁方式</p> <p>事務所の位置は、旧勝田市役所(理由:位置的に新市の中央であるため)。那珂湊市庁舎は支所に(理由:窓口サービスが低下しないようにするため。旧庁舎周辺の経済的な影響に配慮)。本庁に企画管理部門及び支所が所管する区域(旧那珂湊市)以外の区域に関する事務を掌握、新庁舎の建設予定はない。</p> <p>篠山市〔篠山町・西紀町・丹南町・今田町〕平成11年4月1日合併 総合支所方式</p> <p>事務所の位置は旧篠山町役場(理由:新市域の中心に位置している。新市の人口が集積している。周辺地域に公共的機関が多い。旧篠山町庁舎は比較的大きくて新しい。周辺の施設を改良して庁舎別館として使用することが可能である)。篠山町を除く他の3町役場は、それぞれの行政区域を所管する支所とし、従来の支所と合わせて5支所に各支所には地域振興・住民・福祉・業務管理・収納の5担当を設置(理由:窓口サービスを低下させないため。住民の役場が遠くなるという不安をなくすため)。</p> <p>西東京市〔田無市・保谷市〕平成13年1月21日合併 分庁方式</p> <p>事務所の位置は旧田無市役所。両庁舎を同格として位置づけ、旧田無市役所を「田無庁舎」、旧保谷市役所を「保谷庁舎」と呼称し、都市整備部と教育委員会等を保谷庁舎に配置した。また、市民の日常生活に不安を来たさぬよう両庁舎に市民部・福祉部の一般的な受付、相談窓口を配置する。両庁舎は、築後18年、32年であり、建て替え等は検討されていなかったため、現庁舎の有効活用を考えた。新庁舎の建設予定はない。合併年度末までの組織・機構は現状を維持、合併後事務レベルにおいて窓口部門を除く分庁の具体的手法を検討。</p> <p>さいたま市〔浦和市・大宮市・与野市〕平成13年5月1日合併</p> <p>事務所の位置は当分の間、旧浦和市役所。大宮市・与野市庁舎については現庁舎の活用方法を検討する。新庁舎は、さいたま新都心周辺地域が望ましいという意見を踏まえ、新市成立後、交通の事情・他の官公署との関係など市民の利便性を考慮し、検討する。またこの検討方法については市民参加による審議会の設置などその協議方法を含め、新市成立後、速やかに検討を開始する。新市成立後速やかに庁舎建設基金を創設する。</p> <p>さぬき市〔津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町〕平成14年4月1日合併 総合支所方式一部分庁方式</p> <p>事務所の位置は当面、築後間もない志度町役場(理由:志度町庁舎は比較的大きくて新しい)、津田町に教育委員会、大川町に水道局、寒川町に情報政策部門(CAT)、長尾町に福祉事務所を配置する。</p> <p>東かがわ市〔引田町・白鳥町・大内町〕平成15年4月1日合併 分庁方式(当面の間)</p> <p>事務所の位置検討小委員会において検討し、事務所の位置は当面、白鳥町湊字水入1847番地1。新庁舎の位置は、建設するとすれば、白鳥町湊又は白鳥地内</p>	<p>支所・出張所の定義 (自治用語事典より)</p> <p>{支所}</p> <p>支所は、市町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務をつかさどる事務所。 (行実昭33.2.26)</p> <p>支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の配置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合等であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とする。 (行実昭23.11.20)</p> <p>{出張所}</p> <p>出張所は、住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてすむ程度の事務を処理するため設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長である。 (行実昭33.2.26)</p> <p><県内先進地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・南宇和合併協議会 (内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町) ・宇摩合併協議会 (川之江市、伊予三島市、新宮村、土居町) ・内子町・五十崎町合併協議会 (新町の名称:内子町、新町の事務所の位置:五十崎町) <p>事務所の位置選定小委員会を設置して検討中</p> <p>事務所の位置等検討小委員会を設置して検討中</p>

項 目	伊 方 町	瀬 戸 町	調 整 の 具 体 的 内 容
(本 庁) 事務所の位置 施設の規模 構造 敷地面積 建築面積 延床面積 1階 2階 3階 4階 5階 6階 塔屋1 塔屋2 附属	伊方町湊浦1993番地の1 6階 鉄骨鉄筋コンクリート造 2,268.20m ² 1,226.55m ² 6,411.84m ² 1,115.29m ² 914.96m ² 1,101.26m ² 1,110.95m ² 905.78m ² 1,132.88m ² 塔屋1 65.36m ² 塔屋2 65.36m ²	瀬戸町三机乙3003番地の6 3階 鉄骨鉄筋コンクリート造 772.10m ² 2,123.67m ² 587.50m ² 586.00m ² 620.41m ² 28.45m ² 301.31m ²	
竣工年月日 交通 官公署等	平成13年6月15日 伊予鉄南予バス(八幡浜 - 伊方) {国} 愛媛県オサイトセンター 伊方郵便局・町見郵便局 四国電力伊方発電所	昭和54年9月 日 伊予鉄南予バス(八幡浜 - 瀬戸) {国} 瀬戸郵便局・大久郵便局	18 便 2 便
(支 所) 名称 位置 所管区域	町見支所 伊方町九町1番耕地 1800番地の6 大字九町及び大字二見	四ツ浜支所 瀬戸町大久1130番地 大久、川之浜、田部、神崎、 高茂	
(出張所) 名称 位置 所管区域	二見出張所 伊方町二見甲1236番地の1 大字二見		

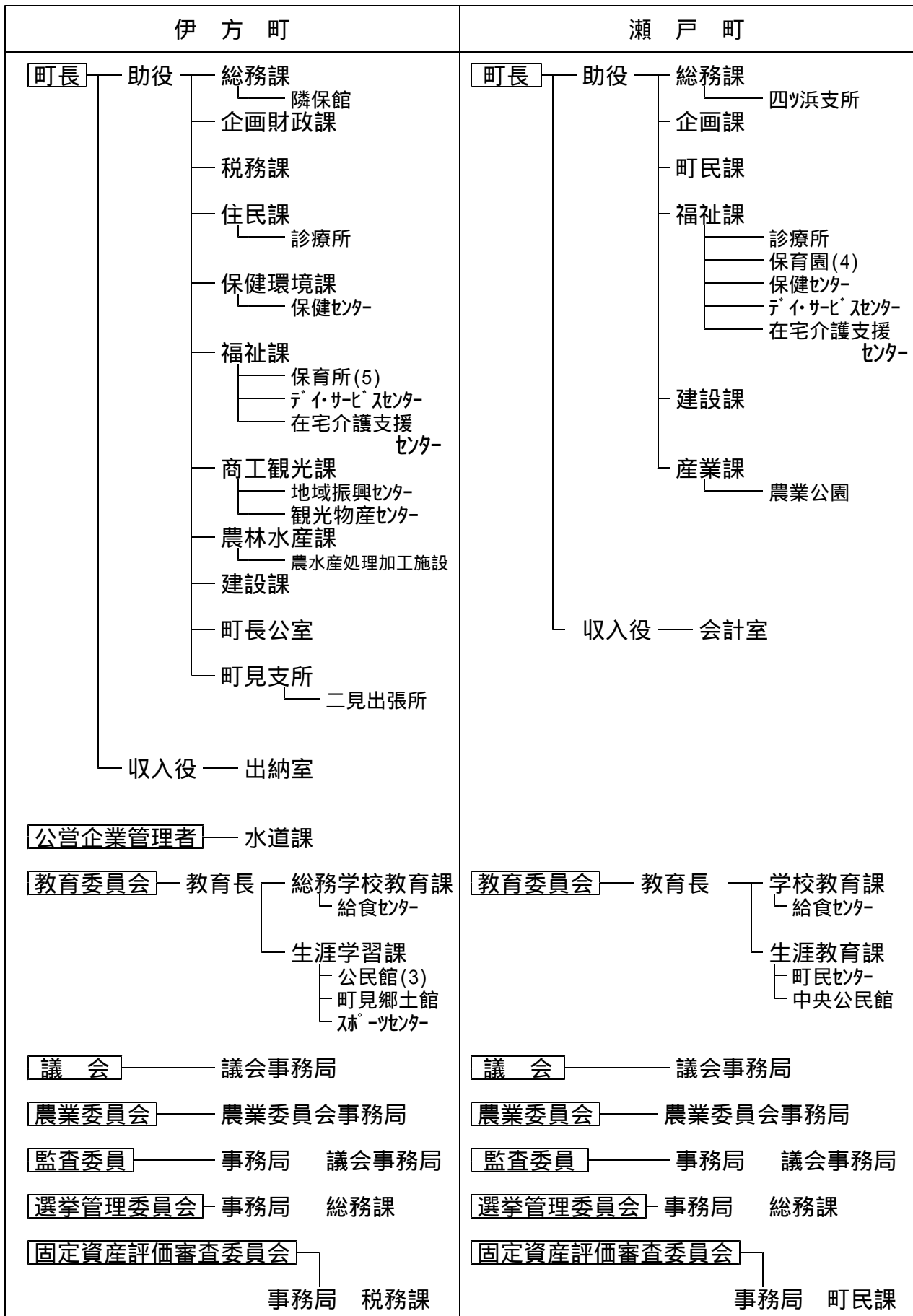
{ 合併時の庁舎の利用方式 }

<p>本庁方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2町の組織を1ヶ所の庁舎（本庁）に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、支所、出張所として利用する。 <p>例 現両町の機構と同様となる。</p> <p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務の効率化が図られる。 ・ 住民に与える新町誕生の印象は強い。 ・ 既存施設を利用すると、費用は少なくすむ。 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新庁舎を建設すると多大な費用が必要となる。 ・ 支所となった、庁舎の利用形態を検討する必要がある。
<p>分庁方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2町の従来の庁舎に行政機能を持たせて、現施設に行政部門を振り分け利用する。また、町民の日常生活に支障を来さないよう両庁舎に窓口機能を付加する。 <p>例 町 総務・福祉・厚生部門 町 産業・建設商工部門</p> <p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設利用のため、建設費は改造程度で済む。 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各業務部門別毎に窓口が分散するため住民が戸惑う。住民に対する周知が必要となる。 ・ 住民に混乱を生じさせるおそれもある。日常生活に支障を来さないよう両庁舎に受付、相談窓口が必要である。
<p>総合支所方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係市町村の庁舎における行政機能をそのまま残す。 ・ 合併前の町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除く住民サービスを提供する総合行政機関 <p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民や職員にとって最も現状に近く、住民サービス及び事務事業の混乱が起きにくく容易に提供でき、違和感がない。 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数が今と同数程度必要であり、人件費等の削減が期待できにくく、合併による事務の効率化が生かされない。 ・ 新町の一体感に欠ける面もある。

利用方式例

	合併前	新町発足による利用形態
本庁方式	<p>合併前の伊方町と瀬戸町が、新町(本庁)に統合される。</p>	<p>現在の両町の機構と同じとなる。</p> <p>新町(本庁)が支所 A と支所 B を管轄し、それぞれ出張所を有する。</p>
分庁方式	<p>合併前の伊方町と瀬戸町が、新町の A 庁舎と B 庁舎に分けられる。</p>	<p>旧庁舎を部門別に振り分け利用し、それぞれ窓口業務も付加</p> <p>新町の事務所の位置は、どちらか一方となる。 各庁舎に行政部門を振り分け利用 A 庁舎：総務・財務・産業・建設部門 B 庁舎：福祉・厚生・文教・商工観光部門など 両庁舎に窓口機能</p>
総合支所方式	<p>合併前の伊方町と瀬戸町が、新町の A 町庁舎と B 町庁舎に分けられる。</p>	<p>2 町の庁舎に現両町の行政機能をそのまま残し利用。 両庁舎が総合行政機関としての支所となる。</p> <p>新町の事務所の位置は、どちらか一方となる。</p>

現在の組織・機構



協 議 第 5 号

機構及び組織の取り扱いについて

機構及び組織の取り扱いについて提出する。

平成14年10月25日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井上善一

機構及び組織

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案	平成 年 月 日	合併協議会提案	平成 年 月 日
--------	----------	---------	----------

協議項目(番号)	機構及び組織の取り扱い (項目 No. 14)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	機構及び組織の取り扱いについて、行政組織小委員会に付託・検討し、協議会で協議する。		【調整方針確認日】 平成 年 月 日

留 意 事 項	先 進 事 例	備 考
<p>新設合併の場合、合併関係市町村は消滅するため、その機構・組織も消滅することとなる。よって、条例や規則等に基づいて新たに設置する必要がある。</p> <p>1. 新町の機構・組織は、地方自治法や各種行政組織に関する法令等により、新町の町長職務執行者が行うこととなる。</p> <p>2. 合併後の円滑な行政執行のため、あらかじめ協議しておく必要がある。</p>		

協議項目(番号)	機構・組織の取り扱い	(項目 No. 14)	関係項目
----------	------------	-------------	------

【機構・組織の設置根拠法令等】															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織及び機構</th> <th>設置根拠法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会の事務局等</td> <td>地方自治法第 138 号 (事務局設置…条例必要)</td> </tr> <tr> <td>市町村長の事務部局</td> <td>地方自治法第 158 条第 7 項に基づく条例</td> </tr> <tr> <td>出納員等</td> <td>地方自治法第 171 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の書記等</td> <td>地方自治法第 191 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務局等</td> <td>地方自治法第 200 条に基づく条例 (事務局設置…条例必要)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務局等</td> <td>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 18 条及びこれに基づく規則</td> </tr> </tbody> </table>	組織及び機構	設置根拠法令等	議会の事務局等	地方自治法第 138 号 (事務局設置…条例必要)	市町村長の事務部局	地方自治法第 158 条第 7 項に基づく条例	出納員等	地方自治法第 171 条第 1 項	選挙管理委員会の書記等	地方自治法第 191 条第 1 項	監査委員の事務局等	地方自治法第 200 条に基づく条例 (事務局設置…条例必要)	教育委員会の事務局等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 18 条及びこれに基づく規則	<p>地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律 67 号)</p> <p>(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)</p> <p>第 180 条の 5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会 2. 選挙管理委員会 3. 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会 4. 監査委員 <p>2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公安委員会 2. 地方労働委員会 3. 収用委員会 4. 海区漁業調整委員会 5. 内水面漁場管理委員会 <p>3 第 1 項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業委員会 2. 固定資産評価審査委員会 <p>4 前 3 項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当っては、当該普通地方公共団体の長が第 158 条第 1 項、第 2 項若しくは第 6 項又は第 7 項の規定により設けるその局部若しくは分課又は部課の組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。</p>
組織及び機構	設置根拠法令等														
議会の事務局等	地方自治法第 138 号 (事務局設置…条例必要)														
市町村長の事務部局	地方自治法第 158 条第 7 項に基づく条例														
出納員等	地方自治法第 171 条第 1 項														
選挙管理委員会の書記等	地方自治法第 191 条第 1 項														
監査委員の事務局等	地方自治法第 200 条に基づく条例 (事務局設置…条例必要)														
教育委員会の事務局等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 18 条及びこれに基づく規則														
<p>地方自治法 (昭和 22 年法律 67 号)</p> <p>議会の事務局等 (事務局並びに事務局長・書記長・書記及びその他の職員) 第 138 条 都道府県の議会に事務局を置く。 2 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。 3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。 4 事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。但し、町村においては、書記長を置かないことができる。 5 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。 6 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。 7 事務局長及び書記長は、議長の命を受け議会の庶務を掌理する。 8 書記その他の職員は、上司の指揮を受け議会の庶務に従事する。 9 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる</p> <p>市町村長の事務局等 (抜粋) (都道府県の局部・分課・及び市町村の部課) 第 158 条 7 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては、第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。</p>	<p>出納員等 (抜粋) (出納員及び会計職員) 第 171 条 出納長又は収入役の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。 6 普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。</p> <p>選挙管理委員会の書記等 (抜粋) (書記長・書記その他の職員) 第 191 条 都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。</p> <p>監査委員の事務局等 (事務局・事務局長・書記その他の職員) 第 200 条 都道府県の監査委員に事務局を置く。 2 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。 3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。 4 事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。 5 事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員がこれを任免する。 6 事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。 7 事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員又は第 180 条の 3 の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に関する事務に従事する。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31・6・30・法律 162 号)</p> <p>教育委員会の事務局等 (事務局) 第 18 条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。 2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。</p>														

協 議 第 6 号

財産の取り扱いについて

財産の取り扱いについて提出する。

平成14年10月25日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井上善一

財産の取り扱い

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案	平成 年 月 日	合併協議会提案	平成 年 月 日
--------	----------	---------	----------

協議項目(番号)	財産の取り扱い (項目 No. 5)	関係項目	地域審議会の取り扱いについて (項目 No. 11)
事務・事業・制度名等			担当部会名等 合併協議会事務局
基本調整方針	財産の取り扱いについては、総務小委員会に付託・検討し、協議会で協議する。		【調整方針確認日】 平成 年 月 日

具体項目	伊 方 町 (平成13年度決算から)	瀬 戸 町 (平成13年度決算から)	調整の具体的内容																																																																																																						
所有財産	<p>1 公有財産</p> <p>(1) 土地及び建物 単位：m²</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>土 地 (地 積)</th> <th>建 物 (延面積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政財産</td> <td>429,592</td> <td>75,471</td> </tr> <tr> <td> 公有財産</td> <td>6,552</td> <td>5,081</td> </tr> <tr> <td> 本庁舎</td> <td>2,632</td> <td>3,565</td> </tr> <tr> <td> 消防施設</td> <td>2,553</td> <td>701</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>1,367</td> <td>815</td> </tr> <tr> <td> 公共用財産</td> <td>423,040</td> <td>70,390</td> </tr> <tr> <td> 学 校</td> <td>75,426</td> <td>17,129</td> </tr> <tr> <td> 公営住宅</td> <td>20,520</td> <td>12,162</td> </tr> <tr> <td> 公 園</td> <td>97,310</td> <td>643</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>229,784</td> <td>40,456</td> </tr> <tr> <td>普通財産</td> <td>83,920</td> <td>906</td> </tr> <tr> <td> 宅 地</td> <td>5,883</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 山 林</td> <td>33,419</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 雑種地</td> <td>35,122</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>9,496</td> <td>906</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>513,512</td> <td>76,377</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 山 林 土地 33,419 m²</p> <p>(3) 動 産 浮棧橋 3個 気象観測塔 2本</p> <p>(4) 物 件 なし</p> <p>(5) 無体財産権 なし</p> <p>(6) 有価証券 なし</p>	区 分	土 地 (地 積)	建 物 (延面積)	行政財産	429,592	75,471	公有財産	6,552	5,081	本庁舎	2,632	3,565	消防施設	2,553	701	その他	1,367	815	公共用財産	423,040	70,390	学 校	75,426	17,129	公営住宅	20,520	12,162	公 園	97,310	643	その他	229,784	40,456	普通財産	83,920	906	宅 地	5,883		山 林	33,419		雑種地	35,122		その他	9,496	906	合 計	513,512	76,377	<p>1 公有財産</p> <p>(1) 土地及び建物 単位：m²</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>土 地 (地 積)</th> <th>建 物 (延面積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政財産</td> <td>252,745</td> <td>34,370</td> </tr> <tr> <td> 公有財産</td> <td>4,972</td> <td>2,675</td> </tr> <tr> <td> 本庁舎</td> <td>2,997</td> <td>2,163</td> </tr> <tr> <td> 消防施設</td> <td>1,975</td> <td>512</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 公共用財産</td> <td>247,773</td> <td>31,695</td> </tr> <tr> <td> 学 校</td> <td>37,577</td> <td>8,441</td> </tr> <tr> <td> 公営住宅</td> <td>14,039</td> <td>3,241</td> </tr> <tr> <td> 公 園</td> <td>130,244</td> <td>1,517</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>65,913</td> <td>18,496</td> </tr> <tr> <td>普通財産</td> <td>219,482</td> <td>5,716</td> </tr> <tr> <td> 公 園</td> <td>1,010</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 山 林</td> <td>176,092</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他施設</td> <td>42,376</td> <td>5,716</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>472,227</td> <td>40,086</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 山 林 土地 176,092 m²</p> <p>(3) 動 産</p> <p>(4) 物 件 なし</p> <p>(5) 無体財産権 なし</p> <p>(6) 有価証券 なし</p>	区 分	土 地 (地 積)	建 物 (延面積)	行政財産	252,745	34,370	公有財産	4,972	2,675	本庁舎	2,997	2,163	消防施設	1,975	512	その他			公共用財産	247,773	31,695	学 校	37,577	8,441	公営住宅	14,039	3,241	公 園	130,244	1,517	その他	65,913	18,496	普通財産	219,482	5,716	公 園	1,010		山 林	176,092		その他施設	42,376	5,716	その他	4		合 計	472,227	40,086	
区 分	土 地 (地 積)	建 物 (延面積)																																																																																																							
行政財産	429,592	75,471																																																																																																							
公有財産	6,552	5,081																																																																																																							
本庁舎	2,632	3,565																																																																																																							
消防施設	2,553	701																																																																																																							
その他	1,367	815																																																																																																							
公共用財産	423,040	70,390																																																																																																							
学 校	75,426	17,129																																																																																																							
公営住宅	20,520	12,162																																																																																																							
公 園	97,310	643																																																																																																							
その他	229,784	40,456																																																																																																							
普通財産	83,920	906																																																																																																							
宅 地	5,883																																																																																																								
山 林	33,419																																																																																																								
雑種地	35,122																																																																																																								
その他	9,496	906																																																																																																							
合 計	513,512	76,377																																																																																																							
区 分	土 地 (地 積)	建 物 (延面積)																																																																																																							
行政財産	252,745	34,370																																																																																																							
公有財産	4,972	2,675																																																																																																							
本庁舎	2,997	2,163																																																																																																							
消防施設	1,975	512																																																																																																							
その他																																																																																																									
公共用財産	247,773	31,695																																																																																																							
学 校	37,577	8,441																																																																																																							
公営住宅	14,039	3,241																																																																																																							
公 園	130,244	1,517																																																																																																							
その他	65,913	18,496																																																																																																							
普通財産	219,482	5,716																																																																																																							
公 園	1,010																																																																																																								
山 林	176,092																																																																																																								
その他施設	42,376	5,716																																																																																																							
その他	4																																																																																																								
合 計	472,227	40,086																																																																																																							

協議項目(番号)	財産の取り扱い	(項目No. 5)	関係項目
----------	---------	-----------	------

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	調整の具体的内容
所有財産	(7) 出資による権利 単位：千円	(7) 出資による権利 単位：千円	
	愛媛県信用保証協会出捐金 398	愛媛県信用保証協会出捐金 139	
	愛媛県農業信用基金協会出資金 4,930	愛媛県農業信用基金協会出資金 210	
	愛媛県漁業信用基金協会出資金 1,650	愛媛県漁業信用基金協会出資金 1,300	
	八西森林組合出資金 2,585	愛媛県開拓融資保証協会出資金 25	
	伊方町土地開発公社出資金 5,000	愛媛県保健医療財団出捐金 290	
	愛媛県文化振興財団出捐金 607	愛媛県文化振興財団出捐金 136	
	伊方町原子力広報センター出捐金 2,000	愛媛県スポーツ振興事団出捐金 362	
	愛媛県中小企業情報センター出捐金 90	愛媛県中小企業情報センター出捐金 52	
	伊方町社会福祉協議会出捐金 116,450	愛媛県労働者信用基金協会出捐金 130	
	愛媛県労働者信用基金協会出捐金 360	愛媛県まちづくり総合センター出捐金 187	
	愛媛県まちづくり総合センター出捐金 660	愛媛の森林基金出捐金 671	
	愛媛の森林基金出捐金 2,291	愛媛県栽培漁業推進基金出捐金 4,027	
	愛媛県栽培漁業基金出捐金 6,259	八西地域総合情報センター出捐金 3,000	
	八西地域総合情報センター出捐金 10,000	愛媛県国際交流協会出捐金 172	
	愛媛腎臓バンク出捐金 108	砂防フロンティア整備推進機構出捐金 24	
	愛媛県国際交流協会出捐金 307	愛媛県廃棄物処理センター出捐金 19	
	砂防フロンティア整備推進機構出捐金 27	八大ふるさと市町村圏基金出資金 48,885	
	愛媛県暴力追放推進センター出捐金 883	県農林漁業後継者育成基金出捐金 1,195	
	愛媛県廃棄物処理センター出捐金 36	南予水道企業団出資金 61,590	
	八大ふるさと市町村圏基金出資金 76,845	株式会社アグリ瀬戸出資金 5,900	
	県農林漁業後継者育成基金出捐金 2,371	株式会社ウインドヒル出資金 30,000	
	(株)クリエイイト伊方出資金 4,500		
	伊方町水道企業会計出資金 171,077		
	南予水道企業団出資金 91,759		
	合 計 501,193	合 計 158,314	
	(8) 不動産の信託の受益権 なし	8) 不動産の信託の受益権 なし	
2 物 品		2 物 品	
(1) 車 両	消防自動車 3台	(1) 車 両	消防自動車 2台
	消防ポンプ積載車 17台		消防ポンプ積載車 12台
	大型乗用自動車 6台		大型乗用自動車 2台
	小型マイクロバス 2台		小型マイクロバス 4台
	給食運送車 2台		給食運送車 1台
	集じん車 2台		集じん車 1台
	その他 26台		その他 27台
	合 計 58台	合 計 49台	

協議項目(番号)	財産の取り扱い	(項目No. 5)	関係項目
----------	---------	-----------	------

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	調整の具体的内容
所有財産	(2) 装置 オフコン無停電装置 1台 防災行政無線装置 親局 1局 (固定系) 屋外小局 27局 個別受信局 2,700局 中継局 1局 防災行政無線装置 基地局 1局 (移動系) 移動局(車用) 11局 " (携帯用) 6局 中継局 1局 3 債 権 (単位:千円) 奨学資金貸付金 221,775 住宅新築資金等貸付金 22,214 合 計 243,989 4 基 金 一般財政調整基金 4,121,115 町債管理基金 955,925 土地開発基金 113,153 庁用自動車購入基金 2,919 電源交付金施設維持基金 182,556 地区自治振興基金 693,189 農業水利推進基金 695,089 ふるさと創生基金 15,203 人材育成基金 98,693 地域福祉基金 163,979 ふるさと水と土保全基金 10,680 介護保険円滑導入基金 12,470 仁田之浜南防波堤建設基金 50,000 用品調達基金 1,700 国民年金印紙購入基金 6,500 愛媛県証紙購入基金 300 奨学資金貸付基金 229,000 物産展示即売基金 1,000 国保財政調整基金 67,490 介護給付費準備基金 6,524 合 計 7,427,485 5 財産区有財産 なし	(2) 装置 防災行政無線装置 (固定系) 基地局 2局 小局 23局 (移動系) 基地局 2局 移動局 56局 (車+携帯) 風力発電装置 1基 移動通信用基地局(鉄塔) 1局 3 債 権 (単位:千円) 奨学資金貸付金 44,784 住宅新築資金等貸付金 20,592 合 計 65,376 4 基 金 財政調整基金 573,615 減債基金 363,549 土地開発基金 114,908 庁舎等建築基金 135,496 公共施設維持基金 92,888 ふるさと創生基金 48,977 地域福祉基金 136,822 ふるさと水と土保全基金 10,000 介護保険円滑導入基金 0 国民年金印紙購入基金 2,500 直診財政調整基金 343,706 小規模下水道基金 5,338 国保財政調整基金 20,067 介護給付費準備基金 3,483 合 計 1,851,349 5 財産区有財産 なし	

協議項目(番号)	財産の取り扱い	(項目No. 5)	関係項目
----------	---------	-----------	------

具体項目	負の財産の内訳			調整の具体的内容
1. 地方債の現在高	(単位: 千円)			<p>【資料: 平成13年度決算統計】</p> <p>地方債の区分中(番号)は決算統計の表中番号に同じ。</p> <p>両町に関係のない地方債については記載省略</p>
	地方債の区分	伊方町	瀬戸町	
	1. 普通会計			
	(1) 一般公共事業債	2,316,193	694,113	
	(2) 一般単独事業債	339,241	56,549	
	(3) 公営住宅建設事業債	228,274	209,323	
	(4) 義務教育施設整備事業債	435,527	58,435	
	(5) 辺地対策事業債	0	511,774	
	(7) 災害復旧事業債	191,853	128,599	
	(8) 一般廃棄物処理事業債	499,918	7,700	
	(9) 厚生福祉施設整備事業債	530,211	0	
	(14) 過疎対策事業債	0	930,079	
	(16) 地域改善対策特定事業債	324,143	369,350	
	(19) 財源対策債	135,181	67,451	
	(21) 臨時財政特例債	11,049	9,709	
	(22) 公共事業等臨時特例債	1,074	12,017	
	(23) 減税補填債	72,743	41,553	
	(24) 臨時税収補填債	41,708	12,351	
	(25) 臨時財政対策債	0	44,400	
	(26) 調整債	113,871	52,537	
	(28) その他	11,375	7,756	
	普通会計合計	5,252,091	3,213,696	
	2. 国民健康保険事業	92,857	150,555	
	3. 簡易水道事業	458,163	452,859	
	4. 下水道事業	215,800	0	
5. 住宅新築資金事業		15,238		
総計	6,018,911	3,832,348		
2. 債務負担行為の状況	(単位: 千円)			
	区 分	伊方町	瀬戸町	
	1. 物件の購入等に係るもの	1,176,198	0	
	2. 債務保証等に係るもの	(580,000)	0	
	3. その他	1,223,702	266,258	
合計	2,399,900	266,258		
			<p>【資料: 平成13年度決算統計】</p> <p>数値は14年度以降の支出予定額</p>	

協議項目(番号)	財産の取り扱いについて	(項目 No. 5)	関係項目
----------	-------------	------------	------

項目	説明			備考
財産とは。	<ul style="list-style-type: none"> 自治法上、財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいい、およそ財産権の対象となるもので地方公共団体の所有に属するものは、ほとんどすべて財産の範囲に含まれる。(歳計現金は、財産の範囲からは除外されている。) 			自治法 2 3 7
財産の管理及び処分	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の財産を交換し、出資の目的とし、又は支払い手段として使用することは原則としては禁止されている。 			自治法 2 3 7
財産の区分と説明	財産の区分	説明	法的制約等	備考
	公有財産	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の所有に属する財産のうち、基金に属するものを除く不動産、特定の動産物件、無体財産権、有価証券及び出資による権利を公有財産という。 	<ul style="list-style-type: none"> 公有財産は、行政財産と普通財産に分類される。 	公有財産の範囲 1 不動産 2 船舶、浮棧橋、航空機等 3 前2号に掲げる不動産及び動産の従物 4 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利(用益物件) 5 特許権、著作権、商標権その他これらに準ずる権利(無体財産権) 6 株券、社債権及び地方債証券並びに国債証券などの有価証券 7 出資による権利 8 不動産の信託の受益権
	行政財産	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政財産は、貸し付けたり、交換したり、売り払ったり、私権を設定したりすることが禁止される。 ただし、行政財産である土地については、その用途を妨げない限度において貸し付け等を行うことができる。 	
	普通財産	<ul style="list-style-type: none"> 行政財産以外は一切の公有財産をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通財産は、行政財産と異なり、直接行政執行上の目的に使用するものではないから、これを貸し付け、交換し、売り払い、あるいは私権を設定することが認められている。(信託も可能。) 	
	物品	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の所有に属する動産で、現金、公有財産に属するもの及び基金に属するものを除いたもの及び地方公共団体が使用のため保管する動産を物品という。 	<ul style="list-style-type: none"> 物品は、備品、消耗品、動物等に分類することができる。 物品の出納及び保管は収入役の権限である。 	
	債権	<ul style="list-style-type: none"> 金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利の一切をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が地方公共団体以外の者に対して金銭の給付を請求しうるすべての権利を含む。 	債権の例 地方税、分担金、過料、物権の売払代金、貸付料など。
	基金	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体は条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために基金を設けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合には、当該目的のためでなければ、処分することができない。 	

協 議 第 7 号

町議会議員の任期及び定数の取り扱いについて

町議会議員の任期及び定数の取り扱いについて提出する。

平成14年10月25日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井上善一

町議会議員の任期及び定数

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案	平成14年11月11日	合併協議会提案	平成14年10月25日
--------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	町議会議員の任期及び定数の取り扱い (項目No. 6)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	町議会議員の任期及び定数の取り扱いについては、総務小委員会に付託・検討し、協議会で協議する。		【調整方針確認日】 平成 年 月 日

区 分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条による方法 (定数に関する特例)	合併特例法第7条による方法 (在任に関する特例)
1 合併関係町の議会の議員の身分	合併関係町の廃止と同時に当該町の議員が失職する	合併関係町の廃止と同時に当該町の議員が失職する	合併関係町の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き新たに設置される合併町の議会の議員として在任することができる。
2 任期	選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項) (公職選挙法第258条)	選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項) (公職選挙法第258条)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間 (市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項)
3 定数	地方自治法第91条第1項により、合併市町村の人口 (地方自治法第254条)に基づき算出した議員の定数 (地方自治法第91条第1項) 人口5千以上1万未満の町 18人 *人口 = 官報で公示された、最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口 *平成12年度国勢調査人口 ・伊方町 6,569人 ・瀬戸町 2,813人	合併関係町の協議により、設置選挙に限り地方自治法第91条第1項の定数の2倍を超えない範囲で定数を増加することができる。 人口5千以上1万未満の町 18人 2倍を超えない範囲 36人以内 *この特例による定数は、解散又は総辞職等により議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条第1項の定数に復帰する。	地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、当該数をもって合併町の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ又は議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は、同条の規定による定数に至るまで減少する。
4 選挙期日	新町設置の日から、50日以内 (公職選挙法第33条第3項) (公職選挙法第117条)	新町設置の日から、50日以内 (公職選挙法第33条第3項) (公職選挙法第117条)	選挙は、行わない
5 選挙すべき議員の数	法定定数	増加した定数	
6 補欠選挙の適用	有	有	無

協議項目(番号)	町議会議員の任期及び定数の取り扱い	(項目No. 6)
----------	-------------------	-----------

新設合併における先例地事例(参考)

取扱い方法	内 容	合併市町村	合併関係市町村	合併の時期	任期
地方自治法第91条の規定 (合併特例法を適用しない)	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙：設置の日から50日以内 ・定数：法定定数以内 ・任期：4年 ・補欠選挙の有無：有 				
合併特例法第6条の規定 (定数に関する特例)	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙：設置の日から50日以内 ・定数：法定定数の2倍以内 (合併後最初の選挙に限る) ・任期：4年 ・補欠選挙の有無：有 	東宇和・三瓶町	1 新市の議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項を適用し、31人とする。 2 新市においては、合併前の全ての関係町の区域ごとに公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。 明浜町の区域 4人 宇和町の区域 10人 野村町の区域 7人 城川町の区域 4人 三瓶町の区域 6人 3 報酬の額は、宇和町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。	平成16年3月31日まで	
合併特例法第7条の規定 (在任に関する特例)	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙：無 ・定数：合併関係市町村の現行議員数 ・任期：合併後2年を超えない範囲 ・補欠選挙の有無：無 	<ul style="list-style-type: none"> ・北上市 ・ひたちなか市 ・あきる野市 ・篠山市 ・西東京市 ・さいたま市 ・さぬき市 ・東かがわ市 ・あさぎり町 	北上市、和賀市、江釣子村 勝田市、那珂湊市 秋川市、五日市町 篠山町、西紀町、丹南町、今田町 田無市、保谷市 浦和市、大宮市、与野町 津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町 引田町、白鳥町、大内町 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	平成3年 4月 1日 平成6年 11月 1日 平成7年 9月 1日 平成11年 4月 1日 平成13年 1月 21日 平成13年 5月 1日 平成14年 4月 1日 平成15年 4月 1日 平成15年 4月 1日	1年 1年 1年10月 1年1月 2年 2年 1年2月 2年 1年1月

関係町の首長・議員任期一覧(参考)

町	区分	14年度(2002)		15年度(2003)		16年度(2004)		17年度(2005)	
		3	4	3	4	3	4		3
伊方町	首長		15.4.29						
	議員(16)		15.4.29						
瀬戸町	首長		15.10.28						
	議員(12)					16.7.31			

市町村議員の定数及び任期に関する法令

地方自治法(昭和22年法律第67号)

〔市町村議会議員の定数〕

第91条

市町村の議会の議員の定数は、左のとおりとし、人口30万以上50万未満の市にあっては人口10万、人口50万以上の市にあっては人口20万を加えるごとに各々4人を増し、100人を以て定限とする。

一	人口2千未満の町村	12人
二	人口2千以上5千未満の町村	16人
三	人口5千以上1万未満の町村	22人
四	人口1万以上2万未満の町村	26人
五	人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	30人
六	人口5万以上15万未満の市	36人
七	人口15万以上20万未満の市	40人
八	人口20万以上30万未満の市	44人
九	人口30万以上の市	48人
以下略		

注 上記の第91条は改正され、平成15年1月1日から次のように施行される

第91条第1項中「左の通りとし、人口30万以上50万未満の市にあっては人口10万、人口50万以上の市にあっては20万を加えるごとに各々4人を増し、100人を以て定限とする」を「条例で定める」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分の応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

一	人口2千未満の町村	12人
二	人口2千以上5千未満の町村	16人
三	人口5千以上1万未満の町村	18人
四	人口1万以上2万未満の町村	22人
五	人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人
六	人口5万以上10万未満の市	30人
七	人口10万以上20万未満の市	34人
八	人口20万以上30万未満の市	38人
九	人口30万以上50万未満の市	46人
十	人口50万以上90万未満の市	56人
十一	人口90万以上の市	人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(その数が9人を超える場合にあっては、96人)
(平成11法87本項全部改正)		
以下略		

〔任期〕

第93条

普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

〔人口の定義〕

第254条

この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

公職選挙法(昭和25年法律第100号)

〔一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙〕

第33条

1 略

2 略

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

〔設置選挙〕

第117条

市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

〔地方公共団体の議会の議員の任期の起算〕

第258条

地方公共団体の議会の議員の任期は、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了に因る一般選挙が地方公共団体の議会の議員の任期満了の前に行われた場合において、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の議員がすべてなくなったときは議員がすべてなくなった日の翌日からそれぞれ起算する。

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)**〔議会の議員の定数に関する特例〕**

第6条

新たに設置された合併市町村あつては、地方自治法第91条第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する定数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。

2 以下略

人口は、平成12年国勢調査による。

伊方町 人口 6,569人	+	瀬戸町 人口 2,813人	=	新町 人口 9,382人
---------------------	---	---------------------	---	--------------------

定数特例による議員定数

改正：地方自治法
平成15年1月1日から

新町定数 地方自治法 第91条 18人	×	2倍	=	新町定数 合併特例法 第6条 36人以内
------------------------------	---	----	---	-------------------------------

〔議会の議員の在任に関する特例〕

第7条

市町村の合併に際し、合併関係市町村の議員で当該合併市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。

ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

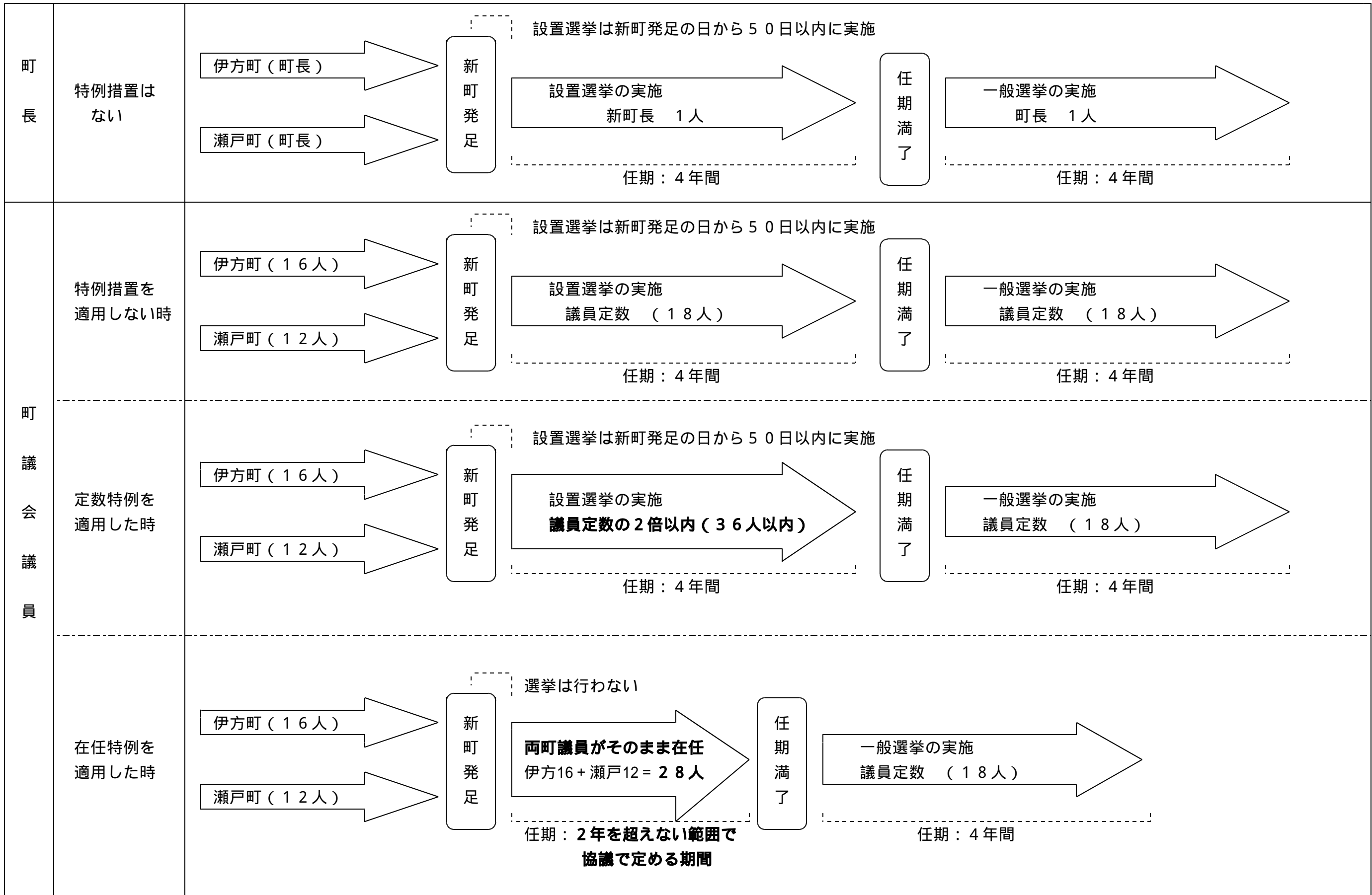
二 以下略

在任特例を適用した場合の議員定数

伊方町 在任議員数 16人	+	瀬戸町 在任議員数 12人	=	新町 議員定数 28人
---------------------	---	---------------------	---	-------------------

在任特例期間中に議員の欠員等が生じた場合、議員定数は法定定数に至るまで減少する。

協議項目(番号) 町議会議員の任期及び定数の取り扱い (項目No. 6)



協 議 第 8 号

農業委員会の委員の任期及び定数の取り扱いについて

農業委員会の委員の任期及び定数の取り扱いについて提出する。

平成14年10月25日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井上善一

農業委員会の委員の任期及び定数

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案	平成 年 月 日	合併協議会提案	平成 年 月 日
--------	----------	---------	----------

協議項目(番号)	農業委員会の委員の任期及び定数の取り扱い (項目 No. 7)	関係項目	特別職の身分の取扱い (項目 No. 12)
事務・事業・制度名等			担当部会名等 合併協議会事務局
基本調整方針	農業委員会の委員の任期及び定数の取り扱いについては、総務小委員会に付託・検討し、協議会で協議する。		【調整方針確認日】 平成 年 月 日

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	調整の具体的内容
委員の定数	公選による委員 10人 選任による委員 6人 計 16人	公選による委員 15人 選任による委員 4人 計 19人	農業委員会の委員の任期等に関する特例を適用する場合の合併関係市町村の協議については、合併前に、合併関係市町村の議会の議決を経るものとされ、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。
委員の任期	平成16年3月23日～平成19年3月22日	平成14年4月1日～平成17年3月31日	
選挙区の数	10選挙区	1選挙区	
町内の農地面積	1,059ヘクタール	664ヘクタール	

区 分	説 明
農業委員会等に関する法律	<p>第3条 市町村に農業委員会を置く。(以下、省略)</p> <p>2農地面積が著しく大きい市町村は当該市町村の区域を2以上に分けて各区域に農業委員会を置くことができる。</p> <p>第4条 農業委員会は、委員をもって組織する。</p> <p>2 委員は、選挙による委員及び選任による委員とする。</p> <p>3 委員は、非常勤とする。</p>
合併特例法に基づく特例措置	<p>(特例の解説)</p> <p>合併市町村の区域に1つの農業委員会を置く場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設合併の場合は、10人以上80人以内の人数で、市町村合併の日から1年を超えない範囲の期間引き続き選挙による委員として在任することができる。 ・合併関係市町村の協議で定めた数を超える委員が在任する場合はこれらの対象となる委員の互選により在任する者を決定します。

協 議 第 9 号

条例・規則の取り扱いについて

条例・規則の取り扱いについて提出する。

平成14年10月25日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井上善一

条例・規則の取り扱い

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案	平成 年 月 日	合併協議会提案	平成 年 月 日
--------	----------	---------	----------

協議項目(番号)	条例・規則の取り扱い (項目No. 13)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	2町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則については、現行の例により新町において制定するものとし、2町ともに制定しているが内容に差異のあるもの及び1町のみ制定されているものについては、事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備するものとする。		【調整方針確認日】 平成 年 月 日

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	調整の具体的内容
現行例規の目次	<p>第1編 総 規</p> <p>第1章 町制施行 伊方町役場の位置を定める条例 伊方町民憲章 伊方町人権尊重の町づくり条例 伊方町人権尊重の町づくり審議会規則 伊方町のキャッチフレーズ 伊方町章 伊方町の休日を守る条例 伊方町執務時間規則</p> <p>第2章 公告式 伊方町公告式条例</p> <p>第2編 議 会 伊方町議会の議員の定数を減少する条例 伊方町議会の議員の定数を定める条例 伊方町議会定例会の回数を定める条例 伊方町議会定例会の招集時期を定める規則 伊方町議会委員会条例 伊方町議会会議規則 伊方町議会傍聴規則 伊方町議会事務局設置条例 伊方町議会事務局処務規程 伊方町議会公印規程 伊方町議会議員互助会規約</p> <p>第3編 執行機関</p> <p>第1章 町 長 第1節 事務分掌 伊方町課設置条例 伊方町処務細則 伊方町役場処務規程 副収入役の設置及び定数に関する条例</p>	<p>第1編 総 規</p> <p>第1章 町制施行 町の役場位置を定める条例 瀬戸町の休日を守る条例 瀬戸町執務時間規則</p> <p>第2章 公告式 瀬戸町公告式条例</p> <p>第3章 表 彰 瀬戸町名誉町民条例 瀬戸町名誉町民顕彰規則 瀬戸町民栄誉賞規則</p> <p>第2編 議 会 瀬戸町議会の議員の定数を減少する条例 瀬戸町議会の議員の定数を定める条例 瀬戸町議会定例会の回数を定める条例 瀬戸町議会定例会招集に関する規則 瀬戸町議会委員会条例 瀬戸町議会会議規則 瀬戸町議会投票用紙規程 瀬戸町議会傍聴規則 瀬戸町議会事務局設置条例</p> <p>第3編 執行機関</p> <p>第1章 町 長 第1節 事務分掌 瀬戸町課設置条例 瀬戸町行政組織規則 瀬戸町収入役の補助組織設置規則 瀬戸町役場処務規程</p>	

伊方町支所及び出張所設置条例
伊方町支所及び出張所処務規程
伊方町庁議規則
伊方町行政改革推進委員会条例
伊方町庁舎管理規則
伊方町広告規則
政治倫理の確立のための伊方町長の資産等の公開に関する
条例
伊方町長の資産等の公開に関する規則

第2節 代理・代決等
伊方町事務決裁規程

第3節 文書・公印

文書編さん保存規程
伊方町文書管理規程
文書の左横書き実施要領
公文書左横書き実施に伴う文書作成の基準
伊方町条例の用字、用語等の整備に関する条例
伊方町規則の用字、用語等の整備に関する規則
伊方町公印規程

第4節 行政手続

伊方町行政手続条例
伊方町行政手続条例施行規則
伊方町聴聞要綱

第5節 情報の公開・保護等

伊方町電子計算機処理に係る個人情報保護条例
伊方町電子計算機処理に係る個人情報保護規則

第6節 住 民

伊方町役場と町見支所及び二見出張所間の戸籍事務取扱規程
伊方町戸籍事務を取り扱う電子情報処理組織の管理運営規則
伊方町印鑑登録証明事務条例
伊方町印鑑登録証明事務条例施行規則
法人に関する印鑑条例
伊方町自動車臨時運行許可規則

第7節 災害対策

伊方町防災会議条例
伊方町災害対策本部条例
伊方町防災行政用無線局設置及び運営に関する条例
伊方町防災行政用無線局管理運用規程（固定系）
伊方町防災行政用無線局管理運用規程（移動系）
戸別受信機取扱規程

第8節 交通安全対策

交通安全の保持に関する条例
伊方町交通指導員設置規則

瀬戸町支所設置条例
瀬戸町支所処務規程
瀬戸町行政改革推進委員会設置条例
瀬戸町行政改革推進本部設置規程
瀬戸町行政事務改善委員会規程
瀬戸町庁舎管理規則
庁用自動車使用管理規程
政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例
町長の資産等の公開に関する規則

第2節 代理・代決等

町長の職務代行者及び代行の順序を定める規則
瀬戸町収入役の職務を代理すべき吏員を定める規則
瀬戸町事務決裁規程

第3節 文書・公印

文書処理について
瀬戸町文書編さん保存規程
瀬戸町条例を左横書きに改正する措置及び用字、用語等の
整備に関する条例
瀬戸町規則を左横書きに改正する措置及び用字、用語等の
整備に関する規則
文書の左横書きの実施に関する訓令
文書の左横書き実施要領
瀬戸町公印規程

第4節 行政手続

瀬戸町行政手続条例
瀬戸町行政手続条例施行規則
瀬戸町聴聞規則

第5節 情報の公開・保護等

瀬戸町情報公開条例
瀬戸町情報公開条例施行規則
瀬戸町情報公開審査会規則
瀬戸町情報公開調整委員会設置要綱
瀬戸町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例
瀬戸町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施
行規則

第6節 住 民

住民基本台帳等の閲覧等に関する事務取扱要領
瀬戸町印鑑条例
瀬戸町印鑑条例施行規則
瀬戸町有旅客自動車施設の設置及び管理に関する条例
瀬戸町自動車臨時運行許可規則
瀬戸町人権尊重のまちづくり条例
瀬戸町人権尊重のまちづくり推進協議会規則

第7節 災害対策

瀬戸町防災会議条例
瀬戸町災害対策本部条例

第8節 交通対策

瀬戸町交通安全の保持に関する条例
瀬戸町交通指導員設置規程

第9節 地域振興

伊方町地域振興センターの設置及び管理に関する条例
伊方町地域振興センター管理運営規則
伊方町地域振興センター管理運営細則
伊方町地域振興センターの最初の開館日を定める規則
伊方町地域振興センター運営委員会専門部会設置要綱
伊方町技能習得資金貸与条例
伊方町技能習得資金貸与規則
伊方町地区自治振興事業実施要綱

第2章 教育委員会(第7編第1章に登載)

第3章 選挙管理委員会

伊方町選挙管理委員会規程
伊方町選挙公営実施規程
伊方町選挙ポスター掲示場設置条例
選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額に関する規程

第4章 監査委員

伊方町監査委員条例

第5章 農業委員会(第9編第1章に登載)

第6章 固定資産評価審査委員会

伊方町固定資産評価審査委員会条例
伊方町固定資産評価審査委員会規程
審査委員会規程第1号

第7章 附属機関等

第4編 人 事

第1章 定数・任用

伊方町職員定数条例
職員の職の設置に関する規則
職員の採用及び昇任に関する規則
職員の臨時的任用に関する規則

第2章 分限・懲戒

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
職員の定年等に関する条例
職員の再任用に関する条例
職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
町職員の起こした交通事故等に対する懲戒処分の基準等を定める規則

第9節 災害補償

瀬戸町総合災害補償規則
瀬戸町予防接種事故災害補償規則

第10節 通信施設

瀬戸町無線広報装置の設置及び運営に関する条例
瀬戸町無線広報装置の運営に関する規則
瀬戸町移動通信用施設の設置及び管理に関する条例
瀬戸町移動通信用施設整備事業分担金徴収条例
瀬戸町移動通信用施設使用料条例

第2章教育委員会(第7編第1章に登載)

第3章 選挙管理委員会

瀬戸町選挙管理委員会規程
瀬戸町選挙人名簿閲覧事務処理要綱
補充選挙人名簿登録申請の方法
瀬戸町選挙公営実施規程
政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程
選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額に関する規程
検察審査員候補者選定規程

第4章 監査委員

瀬戸町監査委員条例

第5章 農業委員会(第9編第1章に登載)

第6章 固定資産評価審査委員会

瀬戸町固定資産評価審査委員会条例
固定資産評価審査委員会規程

第7章 附属機関等

第4編 人 事

第1章 定数・任用

瀬戸町職員定数条例

第2章 分限・懲戒

瀬戸町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
職員の分限に関する手続及び効果に関する条例に基づく規則
瀬戸町職員の定年等に関する条例
職員の再任用に関する条例
瀬戸町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
職員の懲戒の手続及び効果に関する条例に基づく規則
町職員の起こした交通事故等に対する懲戒処分の基準等を定める規則

第3章 服 務

職員の服務宣誓に関する条例
職務に専念する義務の特例に関する条例
職務に専念する義務の特例に関する規則
職員の勤務時間、休暇等に関する条例
職員の勤務時間、休暇等に関する規則
職員の育児休業等に関する条例
職員の育児休業等に関する規則
伊方町職員の出勤、退庁、休暇等の手続に関する規則
伊方町国際交流員就業規則

第4章 職員厚生

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

第5章 職員団体

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

第5編 給 与

第1章 報酬・費用弁償

非常勤職員の報酬等に関する条例
投票管理者等の報酬支給条例
伊方町特別職報酬等審議会条例

第2章 給料・手当等

特別職の職員の給与に関する条例
教育長の給与等に関する条例
職員の給与に関する条例
職員の給与の支給等に関する規則
職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則
最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
職員の通勤手当の支給等に関する規則
単身赴任手当の支給等に関する規則
住居手当の支給に関する規則
職員の特殊勤務手当に関する条例
職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則
宿日直手当の支給に関する規則
管理職員特別勤務手当の支給等に関する規則
管理職手当に関する規則
期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則
単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例
単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則
臨時職員の給与規程

第3章 服 務

職員の服務の宣誓に関する条例
職務に専念する義務の特例に関する条例
瀬戸町職員の職務に専念する義務の特例に関する規則
職員の勤務時間、休暇等に関する条例
職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則
瀬戸町職員の勤務時間の割り振りに関する規程
保育園に勤務する職員の勤務時間の割り振りの特例に関する規程
非常勤職員の勤務時間の基準に関する規則
職員の育児休業等に関する条例
職員の育児休業等に関する規則
瀬戸町役場当直心得細則
瀬戸町職員の証に関する規程

第4章 職員厚生

瀬戸町衛生管理規程
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

第5章 職員団体

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

第5編 給 与

第1章 報酬・費用弁償

議会の議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例
各種委員会委員の報酬及び費用弁償支給条例
投票管理者等の報酬及び費用弁償支給条例
地方自治法第207条の規定による費用弁償支給条例
瀬戸町特別職報酬等審議会条例
非常勤医師の報酬及び費用弁償の支給に関する条例

第2章 給料・手当等

特別職の職員の給与に関する条例
特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例

教育長の給与及び勤務時間等に関する条例
教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の特例に関する条例
瀬戸町職員の給与に関する条例
瀬戸町職員の給与の支給等に関する規則
職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則
高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替に関する規則
特例一時金の支給等に関する規則
単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例
単純な労務に雇用される職員の給与に関する規程
瀬戸町臨時職員の給与規程
住居手当の支給に関する規則
瀬戸町職員の通勤手当の支給等に関する規則
通勤手当の支給等に関する規則の運用方針
職員の特殊勤務手当に関する条例
職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則

第3章 旅 費
職員等の旅費に関する条例

第6編 財 務

第1章 通 則
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
伊方町「財政事情」の作成及び公表に関する条例
伊方町「財政事情」の作成及び公表に関する規則

第2章 会 計
伊方町学校給食特別会計条例
伊方町介護保険特別会計条例
伊方町小規模下水道事業特別会計条例
伊方町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例
伊方町港湾整備事業特別会計条例
伊方町予算規則

第3章 税・税外収入

第1節 税
伊方町町税条例
伊方町町税条例の特例に関する条例
固定資産評価員を設置しない条例
伊方町国民健康保険税条例
伊方町納税奨励規程

第2節 税外収入
伊方町行政財産使用料条例
伊方町手数料条例

第4章 財 産

第1節 財産管理
財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

第2節 基 金
伊方町財政調整基金条例
伊方町債管理基金条例
伊方町庁舎建設基金条例
用品調達基金条例
伊方町庁用自動車購入基金条例

宿日直手当の支給に関する規則
管理職員特別勤務手当の支給等に関する規則
管理職手当に関する規則
期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則
期末手当の支給日等の特例に関する規則

第3章 旅 費
瀬戸町職員等の旅費に関する条例
瀬戸町職員等の旅費支給等に関する規則
瀬戸町職員等の旅費支給等に関する規程

第6編 財 務

第1章 通 則
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
瀬戸町財務規則

第2章 会 計
瀬戸町老人保健特別会計条例
瀬戸町国民健康保険事業特別会計条例
瀬戸町介護保険特別会計設置条例
瀬戸町介護サービス特別会計設置条例
瀬戸町商品券事業特別会計条例
土地取得特別会計条例
瀬戸町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例
瀬戸町簡易水道事業特別会計条例
瀬戸町小規模下水道特別会計条例

第3章 税・税外収入

第1節 税
瀬戸町税条例
瀬戸町税に関する文書の様式を定める規則
瀬戸町固定資産評価員及び固定資産評価補助員設置条例

半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例
過疎地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例
瀬戸町国民健康保険税条例
瀬戸町納税奨励規程

第2節 税外収入
瀬戸町手数料徴収条例

第4章 財 産

第1節 財産管理
財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

第2節 基 金
瀬戸町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例
瀬戸町減債基金条例
瀬戸町役場庁舎等建築基金条例
瀬戸町ふるさと創生基金条例
瀬戸町地域福祉基金条例

愛媛県証紙購入基金条例
伊方町奨学資金貸付基金条例
伊方町ふるさと創生基金条例
伊方町人材育成基金条例
伊方町地区自治振興基金条例
伊方町地区自治振興基金条例施行規則
伊方町地域福祉基金条例
国民年金印紙購入基金条例
伊方町国民健康保険財政調整基金条例
伊方町介護保険円滑導入基金条例
伊方町介護給付費準備基金条例
伊方町中山間ふるさと・水と土保全基金条例
伊方町農業水利推進基金条例
物産展示即売基金条例
土地開発基金条例
伊方町電源立地促進対策交付金施設維持基金条例
伊方港（大浜地区）南防波堤第2期改良工事建設基金条例

第7編 教 育

第1章 教育委員会

伊方町教育委員会公告式規則
伊方町教育委員会会議規則
伊方町教育委員会会議傍聴規則
伊方町教育委員会事務局組織規則
伊方町教育委員会事務委任規則
伊方町教育委員会事務専決規則
伊方町教育功労者褒賞規程
伊方町教育施設功労者褒賞規程
伊方町教職員住宅管理規則
伊方町教職員住宅貸付料基準

第2章 学校教育

伊方町立学校設置条例
伊方町公立学校管理規則
伊方町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則
伊方町学校問題検討委員会設置規則
伊方町心身障害児就学指導委員会設置規則
伊方町教育活動指導員設置条例
伊方町教育活動指導員の設置に関する規則
伊方町奨学資金貸与条例
伊方町奨学資金貸与条例施行規則
伊方町公立小中学校児童生徒褒賞規程
伊方町学校給食センター設置条例
伊方町学校給食センター管理規則
伊方町学校給食センター運営委員会規則
学校給食センター職員の勤務時間及び休息时间に関する規程
伊方町スクールバス設置条例
伊方町スクールバス運行管理規程
伊方町スクールバス運営審議会規則

第3章 社会教育

伊方町社会教育委員設置条例
伊方町社会教育委員会議規則

瀬戸町国民健康保険財政調整基金条例
瀬戸町国民健康保険直診勘定財政調整基金条例
瀬戸町介護保険円滑導入基金設置条例
瀬戸町介護給付費準備基金条例
瀬戸町中山間ふるさと水と土保全基金条例
土地開発基金条例
瀬戸町公共用施設維持基金条例
瀬戸町公共用施設維持基金管理運用規程
瀬戸町小規模下水道施設維持基金条例

第7編 教 育

第1章 教育委員会

瀬戸町教育委員会公告式規則
教育委員会会議規則
瀬戸町教育委員会傍聴規則
瀬戸町教育委員会事務局組織規則
瀬戸町教育委員会に対する事務委任規則
瀬戸町教育委員会事務委任規則
瀬戸町教育委員会教育長専決規則
瀬戸町教育委員会事務決裁規程
瀬戸町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例
瀬戸町教育委員会事務局文書編さん保存規程
文書の左横書きの実施に関する訓令
瀬戸町教育委員会公印規程
瀬戸町教職員報償規程
瀬戸町教職員住宅管理規則

第2章 学校教育

瀬戸町立学校設置条例
瀬戸町公立学校管理規則
瀬戸町立学校通学区域に関する規則
瀬戸町心身障害児就学指導委員会規則
瀬戸町スクールバス設置及び運行管理規程
瀬戸町立中学校対外運動競技実施要領
瀬戸町立学校修学旅行実施要領
瀬戸町奨学資金貸付条例
瀬戸町奨学資金貸付条例施行規則
瀬戸町奨学資金運営委員会会議規則
瀬戸町学校給食センター設置条例
瀬戸町学校給食センター管理規則
瀬戸町学校給食センター運営委員会規則

第3章 社会教育

瀬戸町社会教育委員設置条例
瀬戸町社会教育委員会議規則

伊方町社会教育指導員設置規則
伊方町公民館条例
伊方町公民館管理運営規則
伊方町公民館運営審議会規則
伊方町公民館貸与基準
生涯学習課職員及び公民館職員の服務の特例に関する規則

集会所等の管理運営の委任に関する規程
向集会所管理運営規則
町見郷土館の設置及び管理に関する条例
町見郷土館管理運営規則
伊方町視聴覚ライブラリー設置条例
伊方町視聴覚ライブラリー管理規則

第4章 社会体育

伊方町体育指導委員に関する規則
伊方町スポーツ推進員に関する規則
伊方町体育施設の設置及び管理に関する条例
伊方町体育施設管理規則
伊方町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則
伊方町立小学校及び中学校の施設開放に関する実施細則

第5章 文化財

伊方町文化財保護条例
伊方町文化財保護条例施行細則

第8編 厚 生

第1章 社会福祉

第1節 通 則

伊方町集会所等の設置及び管理に関する条例
伊方町集会所等の設置及び管理に関する条例施行規則
災害弔慰金の支給等に関する条例
災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第2節 児童・母子福祉

伊方町保育所設置条例
伊方町保育所規程
伊方町保育士修学資金給付条例
補装具の交付等に要する費用の支払命令又は徴収に関する規則
伊方町児童遊園設置条例
伊方町乳幼児医療費助成条例
伊方町乳幼児医療費助成条例施行規則
伊方町母子家庭医療費助成条例

瀬戸町社会教育指導員設置規則
瀬戸町公民館条例
瀬戸町中央公民館規則
瀬戸町民センター条例
瀬戸町民センター管理運営規則
瀬戸町教育文化施設条例
瀬戸町教育文化施設管理運営規則

第4章 社会体育

瀬戸町体育指導委員設置条例
瀬戸町体育施設設置条例
瀬戸町体育施設管理条例
瀬戸町体育施設管理条例施行規則
瀬戸町体育施設管理条例及び施行規則運用細則
瀬戸町勤労者体育施設の管理運営に関する条例
瀬戸町勤労者体育施設管理規則
瀬戸町体育功労者褒賞規程

第5章 文化財

瀬戸町文化財保護条例
瀬戸町文化財保護条例施行規則

第8編 厚 生

第1章 社会福祉

第1節 通 則

社会福祉法人の助成に関する条例
瀬戸町福祉給付金支給条例
瀬戸町福祉給付金支給条例施行規則
瀬戸町はり、きゅう、マッサージ施術費助成条例
瀬戸町はり、きゅう、マッサージ施術費助成条例施行規則
瀬戸町グループリビング設置及び管理条例
瀬戸町グループリビング管理運営規則
瀬戸ふるさと自然の家設置条例
瀬戸ふるさと自然の家管理規則
瀬戸町集会所設置条例
瀬戸町青少年問題協議会設置条例
瀬戸町青少年問題協議会規則
災害弔慰金の支給等に関する条例
災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第2節 児童・母子福祉

瀬戸町保育園条例
瀬戸町保育園規則
瀬戸町児童手当事務取扱規則
瀬戸町子育て奨励金支給条例
瀬戸町子育て奨励金支給条例施行規則
瀬戸町乳幼児医療費助成条例
瀬戸町乳幼児医療費助成条例施行規則
瀬戸町母子家庭医療費助成条例
瀬戸町母子家庭医療費助成条例施行規則

伊方町母子家庭医療費助成条例施行規則
伊方町母子家庭結婚支度資金貸付規程
伊方町出産祝い金等支給条例
伊方町出産祝い金等支給条例施行規則

第3節 老人福祉

伊方町老人医療事務取扱細則
伊方町はり、きゅう、マッサージ施術費助成規則
伊方町寝たきり老人等介護手当支給条例
伊方町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例
伊方町在宅介護支援センター設置条例
伊方町老人福祉年金支給条例
伊方町老人福祉年金支給条例施行規則

第4節 障害者福祉

伊方町身体障害者福祉法施行細則
伊方町心身障害児等に係る日常生活用具の給付等に関する規則
伊方町身体障害児に係る補装具の交付等に関する規則
伊方町心身障害者福祉給付金条例
伊方町心身障害者福祉給付金支給規則
伊方町重度心身障害者医療費助成条例
伊方町重度心身障害者医療費助成条例施行規則
伊方町精神障害者小規模作業所の設置及び管理に関する条例
伊方町精神障害者小規模作業所の設置及び管理に関する条例施行規則

第2章 人権擁護

伊方町隣保館の設置及び管理に関する条例
伊方町隣保館管理運営に関する規則
伊方町住宅新築資金等貸付条例
伊方町住宅新築資金等貸付条例施行規則
伊方町住宅新築資金等貸付審査委員会規則
伊方町同和地区中小企業特別融資制度資金利子補給に関する条例
湊浦共同畜舎設置及び管理に関する条例
湊浦共同畜舎管理規則

第3章 保険・年金

第1節 国民健康保険

伊方町国民健康保険条例
伊方町国民健康保険運営協議会規則
伊方町国民健康保険高額療養費貸付規則
国民健康保険出産費資金貸付事業規則
伊方町国民健康保険診療所設置条例
伊方町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例

第2節 介護保険

伊方町介護保険条例
伊方町介護保険条例施行規則
高額介護サービス費貸付規則

第4章 衛生

第1節 保健衛生

伊方町健康づくり推進協議会設置要綱
伊方町健康づくり推進協議会専門部会設置要領
伊方町保健センター設置条例

瀬戸町母子家庭及び父子家庭小口資金貸付規程

第3節 老人福祉

瀬戸町老人福祉法による費用徴収規則
瀬戸町在宅高齢者福祉施設設置条例
瀬戸町高齢者活動センター設置条例
瀬戸町高齢者活動センター管理運営規則
瀬戸町老人医療事務取扱細則
瀬戸町在宅寝たきり老人等介護手当支給条例
瀬戸町在宅寝たきり老人等介護手当支給条例施行規則

第4節 障害者福祉

瀬戸町心身障害児等に係る日常生活用具の給付等に関する規則
瀬戸町身体障害児に係る補装具の交付等に関する規則
瀬戸町重度心身障害者医療費助成条例
瀬戸町重度心身障害者医療費助成条例施行規則

第5節 同和対策

瀬戸町住宅新築資金等貸付条例
瀬戸町住宅新築資金等貸付条例施行規則

第2章 保険・年金

第1節 国民健康保険

瀬戸町国民健康保険条例
瀬戸町国民健康保険運営協議会規則
瀬戸町国民健康保険運営協議会会議規則
瀬戸町国民健康保険高額療養費貸付規則
瀬戸町国民健康保険直営診療所条例

第2節 介護保険

瀬戸町介護保険条例
瀬戸町介護保険条例施行規則

第3章 衛生

第1節 保健衛生

瀬戸町保健センター設置条例
瀬戸町保健センター管理運営規則
瀬戸町犬取締条例

伊方町保健センター管理運営等に関する規則
伊方町予防接種事故災害補償規程
町見歯科診療所設置条例
伊方町歯科診療所設置条例
伊方町健康福祉職員修学資金貸与条例
伊方町健康福祉職員修学資金貸与条例施行規則
伊方町犬取締条例
伊方町犬の登録等に関する規則

第2節 環境衛生
伊方町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
伊方町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
伊方町廃棄物処理施設設置条例
伊方町一般廃棄物最終処分場使用規程

第3節 墓地・火葬場
伊方町墓地設置及び管理条例
伊方町甲種墓地設置及び管理条例
伊方町斎場の設置及び管理に関する条例
伊方町斎場使用料条例

第5章 環境保全
伊方町環境審議会条例
伊方町環境監視委員会条例

第9編 産業経済

第1章 農業委員会
農業委員会の選挙による委員の定数条例
伊方町農業委員会の会長及び会長職務代理者の互選規則
伊方町農業委員会総会会議規則
伊方町長の事務の農業委員会職員への補助執行に関する規則
伊方町農業委員会処務規程
伊方町農業委員会処務規則
伊方町農業委員会証明事務規則

第2章 農林水産

第1節 通 則
伊方町農水産物処理加工施設設置条例
伊方町農水産物処理加工施設管理運営に関する規則
伊方町農林漁業振興事業資金の利子補給に関する条例
伊方町農林漁業振興事業資金の利子補給に関する条例施行規則

第2節 農 業
伊方町農業振興推進委員会条例
伊方町営土地改良事業施行条例
町営土地改良事業に係る事業費の受益者負担に関する条例
県営土地改良事業分担金徴収条例
伊方町農業基盤強化資金の利子補給に関する条例
伊方町農業後継者資金の利子補給に関する条例
伊方町果樹振興資金貸付条例
伊方町果樹振興資金貸付規則
伊方町園芸施設の設置及び管理に関する条例
伊方町園芸施設管理運営に関する規則

瀬戸町狂犬病予防法施行規則

第2節 環境衛生
瀬戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
瀬戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

第3節 墓地・火葬場
瀬戸町墓地設置及び管理条例
瀬戸町墓地設置及び管理条例施行規則
瀬戸町火葬場条例

第9編 産業経済

第1章 農業委員会
瀬戸町農業委員会の選挙による委員の定数条例
瀬戸町農業委員会の会長及び会長職務代理者の互選規則
瀬戸町農業委員会総会会議規則
瀬戸町農業委員会処務規則
瀬戸町農業委員会処務規程
瀬戸町農業委員会証明事務規則
瀬戸町長の事務の農業委員会への補助執行に関する規則

第2章 農林水産

第1節 通 則
瀬戸町農林漁業振興事業資金の融通に関する条例
瀬戸町農林漁業振興事業資金利子補給交付要綱
天災による被害農林漁業者等に対する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱
瀬戸町産業振興促進対策要綱
瀬戸町産業振興促進対策要綱取扱要領
瀬戸町農林漁家婦人活動センター設置条例
瀬戸町農林漁家婦人活動センター管理運営規則

第2節 農 業
瀬戸町営土地改良事業施行条例
町営土地改良事業分担金徴収条例
瀬戸町農業公園条例
瀬戸町農業公園条例施行規則
農業活性化センター管理運営規程

第3節 畜 産

第4節 林 業 伊方町火入れに関する条例

第5節 水 産 伊方町水産業振興推進委員会条例 伊方町漁港管理条例 伊方町漁船漁業用作業保管施設の設置及び管理に関する条例 伊方町製氷施設の設置及び管理に関する条例 伊方町製氷施設管理運営に関する規則

第3章 商 工

伊方町中小企業振興資金融資条例 伊方町中小企業振興資金融資条例施行細則 伊方町中小企業融資審査委員会規則 伊方町中小企業振興資金利子補給に関する条例 伊方町中小企業振興資金利子補給に関する規則 伊方町商工業振興事業補助金交付規則

第4章 観 光

伊方町観光物産センター設置条例 伊方町観光物産センター管理運営規則

第10編 建 設

第1章 通 則

第2章 都市計画

第3章 公 園

伊方町公園の設置及び管理に関する条例 伊方町公園の設置及び管理に関する条例施行規則

第4章 土 木

伊方町道路占用料に関する条例 伊方町集落内道路整備事業施行規則 伊方町地籍調査作業規程 がけ崩れ防災対策事業に係る事業費の受益者負担金に関する規則

第5章 建 築

第6章 住 宅

伊方町営住宅管理条例 伊方町営住宅管理条例施行規則 伊方町小集落改良住宅管理条例 伊方町小集落改良住宅管理条例施行規則

第7章 港 湾

伊方町港湾管理条例

第3節 林 業 瀬戸町火入れに関する条例

第3章 商 工

瀬戸町企業誘致条例 瀬戸町企業誘致条例施行規則 瀬戸町中小企業振興資金融資条例 瀬戸町中小企業振興資金融資条例施行規則 瀬戸町中小企業融資審査委員会規則 瀬戸町中小企業振興資金利子補給に関する条例 瀬戸町中小企業振興資金利子補給に関する条例施行規則 瀬戸町同和地区中小企業特別融資制度資金利子補給に関する条例 瀬戸町商品券取扱に関する規則

第4章 観 光

瀬戸町観光施設条例 瀬戸町観光施設管理運営規則

第10編 建 設

第1章 通 則

瀬戸町工事執行規程 瀬戸町工事検査規程 瀬戸町工事検査規程における検査の区分に関する訓令 瀬戸町入札制度執行規程

第2章 下水道

瀬戸町小規模下水道条例 瀬戸町小規模下水道条例施行規則

第3章 土 木

瀬戸町道路占用規則 瀬戸町道路占用料徴収条例 瀬戸町公共物管理条例 瀬戸町公共物管理条例施行規則 瀬戸町がけ崩れ防災対策事業分担金徴収条例

第4章 住 宅

瀬戸町営住宅管理条例 瀬戸町営住宅管理条例施行規則 瀬戸町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例 瀬戸町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則

第5章 港 湾

瀬戸町管理港湾区域 港湾隣接地域の指定

第11編 公営企業

第1章 通 則

伊方町水道事業の設置等に関する条例

伊方町水道課組織規程

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

企業職員の給与に関する規則

簡易水道施設整備事業に係る事業費の受益者負担に関する
条例

第2章 給 水

伊方町水道事業給水条例

伊方町指定給水装置工事事業者規程

第12編 消 防

伊方町消防団条例

伊方町消防団規則

第13編 その他

第1章 協議会

南予地方水道水質検査協議会規約

第2章 事務の委託

伊方町と愛媛県との間の公平委員会の事務の委託に関する
規約

第3章 一部事務組合

愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合格約

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合格約

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合八幡浜・大洲地区ふる
さと市町村圏基金条例

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合格約第3号

八・西衛生事務組合格約

南予水道企業団規約

第4章 財団法人

財団法人伊方原子力広報センター寄附行為

財団法人伊方原子力広報センター事務局規程

財団法人伊方原子力広報センター処務細則

財団法人伊方原子力広報センター就業規程

財団法人伊方原子力広報センターの役員の報酬並びに費用
弁償に関する規程

財団法人伊方原子力広報センター財務規程

愛媛県伊方原子力広報センター展示館管理運営規程

第5章 社会福祉法人

社会福祉法人伊方町社会福祉協議会定款

社会福祉法人伊方町社会福祉協議会事務局規程

社会福祉法人伊方町社会福祉協議会処務細則

社会福祉法人伊方町社会福祉協議会就業規則

瀬戸町港湾管理条例

瀬戸町港湾管理条例施行規則

瀬戸町、港湾区域及び港湾隣接地域内の行為規制に関する
規則

瀬戸町管理漁港区域

瀬戸町漁港管理条例

瀬戸町漁港管理条例施行規則

第11編 水 道

瀬戸町簡易水道事業の設置等に関する条例

瀬戸町水道事業給水条例

瀬戸町水道事業給水条例施行規程

第12編 消 防

瀬戸町消防団の設置条例

瀬戸町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

社会福祉法人伊方町社会福祉協議会の役員の報酬並びに費用弁償に関する規程
社会福祉法人伊方町社会福祉協議会社会福祉基金規程
社会福祉法人伊方町社会福祉協議会会員及び会費に関する規程
社会福祉法人伊方町社会福祉協議会経理規程

第6章 公 社

伊方町土地開発公社定款
伊方町土地開発公社の事務所を定める規程
伊方町土地開発公社業務方法書
伊方町土地開発公社処務規程
伊方町土地開発公社財務規程
土地開発公社経理基準要綱

第7章 土地改良区

伊方町土地改良区定款
伊方町土地改良区役員選挙規程
伊方町土地改良区規約

協 議 第 1 0 号

新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について

新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について提出する。

平成14年10月25日提出

伊方町・瀬戸町合併協議会
会長 井上善一

新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案	平成 年 月 日	合併協議会提案	平成 年 月 日
--------	----------	---------	----------

協議項目(番号)	新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成 (項目No. 10)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成については、企画小委員会に付託・検討し、協議会で協議する。		【調整方針確認日】 平成 年 月 日

留 意 事 項	備 考
<p><u>市町村建設計画のポイント</u></p> <p>1 新町の将来ビジョンと市町村建設計画 将来ビジョンと市町村建設計画はつながっているもの。むしろ、当初から市町村建設計画の内容と形式を念頭におき、将来ビジョンを策定し住民に説明を行う。</p> <p>2 市町村建設計画の内容 (合併特例法第5条により定めなければならない事項) 合併市町村の建設の基本方針 合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項 公共的施設の統合整備に関する事項 合併市町村の財政計画 ・一旦各町の総合振興計画等をすべて引き取って計画に盛り込み、新市町村になって審議し、合併特例債の具体的な用途を決めるといった手法をとる例もあるが、真に合併市町村の建設に資する事業を選び、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とすべきである。</p> <p>3 市町村建設計画の対象事業の財源 市町村建設計画に基づいて行う事業には合併特例債を活用することが出来る。 起債充当率95%、元利償還金の70%を普通交付税で措置。 なお、合併前に過疎地域自立促進特別措置法に該当する市町村が含まれている場合は、合併後の市町村が過疎地域に該当しない場合でも、旧過疎地域市町村の区域を過疎地域とみなして過疎債の活用が認められる。</p> <p>4 対象事業として認定するポイント 当該事業が広域市町村圏の計画に記載されているなど、圏域としての重要事業であること 各市町村の総合計画に記載がある事業、住民意向調査で要望が強い事業等、各市町村の懸案事業であるか 駆け込み事業はカットすべき</p> <p>5 ネーミング 「市町村建設計画」の冠にこだわらず、「まちづくり」「ビジョン」とするのモ一案。</p>	

そ の 他

合併重点支援地域指定要望について

要 望 書

平成14年 月

伊方町・瀬戸町合併協議会

要 望 書

伊方町・瀬戸町 2 町の合併重点支援地域への指定について

愛媛県におかれましては、市町村合併推進要綱の策定や愛媛県市町村合併推進本部の設置により各種啓発活動及び合併に向けた取り組みを支援するための各種施策を講じるなど、推進体制の強化をいただいておりますことに対し、心から感謝を申し上げます。

伊方町と瀬戸町は隣接町として昔から密接な関係にあり、両町議会の動向並びに住民の意向、提言等を総合的に判断して、この合併特例法の適用期限内に合併をすることが最良の選択肢であるとの考えから、9月6日任意の伊方町・瀬戸町合併協議会を設置いたしました。

今後、法定協議会へ移行して、新しいまちづくりのための新町建設計画の策定を行うにあたり、社会資本の整備をはじめ、各種事業を調整していく必要があります。

そこで、国の示しています「市町村合併支援プラン」に沿って積極的な支援により個性あるまちづくりを実施するためにも、伊方町・瀬戸町 2 町の「合併重点支援地域」への指定を要望するものであります。

つきましては、県ご当局には、各種のご支援等を頂いている中、誠に恐縮ではありますが、「魅力ある両町のまちづくり」のため、事情ご賢察の上、何卒格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成 年 月 日

愛媛県知事 加 戸 守 行 殿

伊方町・瀬戸町合併協議会長 井 上 善 一

伊方町・瀬戸町合併協議会構成町・議会の長

伊方町

伊方町長
伊方町議会議長

中 元 清 吉
得 能 鶴 利

瀬戸町

瀬戸町長
瀬戸町議会議長

井 上 善 一
久 世 隆 博

第3回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程について

伊方町・瀬戸町合併協議会開催一覧表

	開催町	開催場所	開催日時
第1回	伊方町	伊方町役場	平成14年9月27日(金) 14:00~
第2回	瀬戸町	瀬戸町役場	平成14年10月25日(金) 14:00~
第3回	伊方町	伊方町役場	平成14年11月20日(水) 14:00~
第4回			

【伊方町・瀬戸町合併協議会】

専門部会委員名簿

(各町部会代表者： 部会長・ 副部会長)

	総務部会	産業建設部会	厚生部会	文教部会
伊方町	収入役 松田勝彦	建設課長 鎌土勝利	住民課長 三根生章	教育長 菊池傳治
	総務課長 菊池和彦	水道課長 山下和彦	福祉課長 中井一男	総務学校教育課長 大山忠義
	企画財政課長 濱口市作	農林水産課長 川田邦男	保健環境課長 上野修二	生涯学習課長 井上島男
	税務課長 奥田総一郎	商工観光課長 山口保清		
	副収入役 末光友幸			
	町長公室長 岡市徳広			
	議会事務局長 松本安幸			
瀬戸町	収入役 竹下昌光	建設課長 岡田包	町民課長 橋本伸一	教育長 濱松為俊
	総務課長 森口又兵衛	産業課長 三好賢治	福祉課長 山下梅吉	学校教育課長 阿部静明
	企画課長 近田三郎	企画課長 近田三郎	診療所事務長 三好正弘	生涯教育課長 濱田英昭
	会計室長 梶原武			
	議会事務局長 濱田洋一			
	町民課長 橋本伸一			